11月から4種混合ワクチン接種が開始

3種混合ワクチン予防接種に不活化ポリオワクチンが追加

11月から従来の3種混合ワクチン（ジフテリア、百日せき、破傷風）に単独の不活化ポリオワクチンを加えた「4種混合ワクチン」の接種が始まります。

ただし、すでに3種混合ワクチンか単独のポリオワクチンのどちらかを1回でも接種した人は、3種混合ワクチンと単独の不活化ポリオワクチンを規定の回数接種してください。

●**対象**　3種混合ワクチンと単独のポリオワクチンのどちらも、1度も接種していない生後3～90か月未満児（標準的接種年齢は生後3～12か月）

●**接種方法**　下表の実施医療機関に事前予約をし、必ず母子健康手帳を持参。医療機関には、子どもの体調が分かる保護者が同伴（保護者以外の人が同伴する場合は委任状が必要）。料金は無料。ただし、対象年齢を超えて接種する場合は自己負担

●**接種回数**　▷1期初回＝3回▷1期追加＝1回

●**接種間隔**　▷1期初回＝1回目と2回目、2回目と3回目の接種間隔は20～56日（接種間隔を守って接種してください。間隔が56日を超えた場合は医療機関にお尋ねください）▷1期追加＝1期初回3回目終了後、12～18か月後（最低6か月後）に接種

※4種混合ワクチンの接種は、ヒブワクチンなどの不活化ワクチンを接種してから6日以上、BCGワクチンなどの生ワクチンを接種してから27日以上の間隔を空ける必要があります。また、4種混合ワクチンを接種した日から別の種類の予防接種を行うまでの間隔は、6日以上空けてください。

問い合わせは、同課健康係（☎77・8536）まで。

■4種混合ワクチン接種実施医療機関

実施医療機関	住所	電話番号	接種時間帯
高橋皮ふ科医院	本町	74・4155	診療時間内
二宮医院	本町	73・2600	月～金曜＝午後2～3時、土曜＝午後1～2時
町野医院	新船津町	72・2246	火～土曜の診療時間内
大城医院	矢留本町	73・2427	診療時間内
よこち小児科医院	上宮永町	72・1800	診療時間内
甲斐田医院	西浜武	72・3435	診療時間内
金子病院	久々原	73・3407	月～土曜の午前中
幾嶋医院	田脇	73・3411	診療時間内
古賀医院	柳河	72・2207	診療時間内
吉田小児科医院	垂見	74・0550	診療時間内
井口こどもクリニック	今古賀	72・1888	診療時間内
藤野医院	中島	76・0011	診療時間内

■4種混合ワクチン接種フローチャート

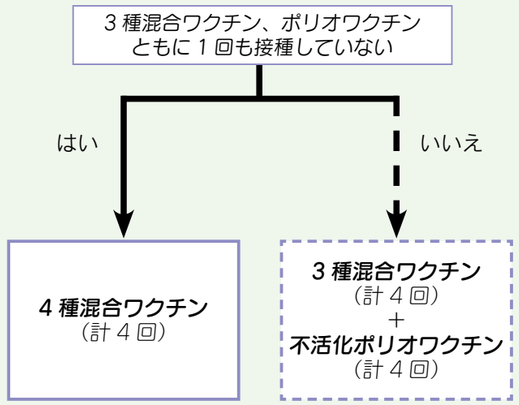

健康のために「医療費のお知らせ」の活用を

医療機関などの領収書は医療費控除などの大切な資料です

■医療費のお知らせを年6回お送りしています

市国民健康保険では、医療費負担のしくみや健康について理解を深めてもらおうと、「医療費通知（医療費のお知らせ）」を偶数月の年6回、各世帯にお届けしています。医療費のお知らせで医療機関への受診状況をふり返り、健康な体づくりや、病気の早期発見、早期治療に心がけてください。なお、医療費のお知らせは、高額療養費の請求や確定申告での医療費控除を受ける際の添付資料として使用することはできません。

■医療機関などが発行する領収書は大事に保管

平成18年4月から、医療機関や薬局で医療費の内容の分かる領収書を発行しています。

領収書は、皆さんが医療費を支払った大切な証拠書類です。また、高額療養費の請求や確定申告での医療費控除を受ける際の添付資料として必要になります。大切に保管しておきましょう。

問い合わせは、市健康づくり課国民健康保険係（☎77・8506）まで。

受けたかんも～ 特定健診は11月30日まで

1年に1度の健康チェックに特定健診を受けましょう

■生活習慣病予防に特定健診を受診しよう

平成20年度から始まった特定健康診査（特定健診）。昨年度の受診率は31.3%で、目標の58%の約半分にとどまっています（下図参照）。今年も6月から8月中旬までの受診率は、約8.7%と非常に低い状況です。特定健診は、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の危険性を早く見つけて、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病を未然に防ぐことを目的にしています。

心筋梗塞（こうそく）や脳卒中は、全身の血管が傷むことで起こる病気です。ほとんどの場合、自覚症状がなく「血管を傷める原因」を持ったまま、10年、20年と月日が流れ、知らず知らずのうちに進行していきます。発症は「ある日突然」「運悪く」ではなく、血圧や血糖が少しずつでも高い状態が長期間続いて、血管を傷めた結果なのです。

皆さん、自分の体は大丈夫だと過信してはいませんか。健康や体力に自信がある人でも、体の中で知らず知らずのうちに病気が進行していることがあります。1年に1度の健康チェックのために、特定健診を受けましょう。

●**対象**　40歳から74歳で、市の国民健康保険に加入している人。高血圧や脂質異常症、糖尿病にかかり、治療のために薬を飲んでいる人も受診できます。なお、30歳代の人は、生活習慣病予防健診として特定健診と同じ検査を受けることができます。

●**受診方法**　医療機関に予約し、受診券と保険証を持って受診してください。なお自己負担金として1000円が必要です。

●**実施機関**　6月15日号の広報または5月下旬に配布した「がん検診・特定健診のご案内」に掲載している医療機関

●**受診券の再交付**　5月下旬に郵送した受診券をなくした人は、柳川庁舎健康づくり課の窓口で申請すれば再交付します。申請には保険証と印鑑が必要です。

●**健診期限**　11月30日（金）

■過去の特定健診受診率

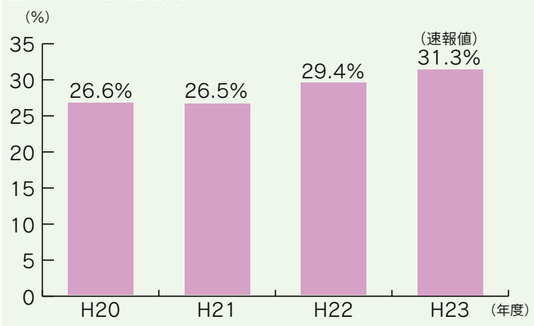

■家庭訪問で特定健診の受診を勧めています

市は、多くの人に特定健診を受診してもらおうと、保健師や看護師が家庭訪問をして受診を勧めています。勤め先の事業所や個人が医療機関で健診を受診している場合は、その結果を尋ねることがあります。健診の検査項目が特定健診と同じ場合は、特定健診を受けたとみなし、受診率の向上にもつながります。保健師などが訪問したときは、特定健診や健康のことなどについてお気軽に相談してください。

問い合わせは、市健康づくり課国民健康保険係（☎77・8506）まで。

特定健診Q&A

Q　定期的に医療機関で検査しているから特定健診は受診しなくてもいいの？

A　いいえ。医療機関で行う検査は、特定の病気や治療の一環で行われています。そのため、生活習慣病予防のための特定健診と検査の内容が異なります。昨年実施した特定健診未受診者調査では、「定期的に病院で検査しているから、特定健診を受診しない」と答えた人が約48%にのぼりました。特定健診は、治療中や服薬中でも受診することができますので、かかりつけ医に相談してください。

Q　職場で健診を受けているので、特定健診は受診しなくていいの？

A　市国民健康保険に加入している人が受けた事業主健診が、特定健診の項目と同じ場合は受診する必要はありません。その健診結果を市に提出すると特定健診を受診したとみなしますので、ご協力をお願いします。